

令和5年3月15日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

各種資格関係及び報酬月額関係手続きにかかる留意事項について

個人番号による情報連携及びオンライン資格確認（令和5年4月原則導入義務化）により、各種資格関係・報酬月額関係手続きの際は、次のことにご留意くださいますようお願い申し上げます。

①被保険者資格喪失届・被扶養者異動届（削除）について、事実発生から5日以内にご提出ください。

個人番号による情報連携により、被保険者・被扶養者資格の喪失手続きが未処理の場合、次の加入先で資格取得手続きができない場合がありますので、速やかにお手続きください。

②資格喪失後、速やかな保険証等の回収を徹底してください。

被保険者資格喪失届・被扶養者異動届（削除）に、該当者の保険証等（健康保険被保険者証、健康保険高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受療証、限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額認定証）を必ず添付してください。

また、未返却の保険証等については、資格喪失後、使用できないことを被保険者及び被扶養者あて周知くださいますようお願いいたします。

③被保険者資格取得届・被扶養者異動届（認定）について、事実発生から5日以内にご提出ください。

届出（マイナンバーの提出を含む）が遅れ、資格情報がオンライン資格確認システム上に登録されていないうちは、マイナンバーカードを保険証等の代わりとして利用できません。

資格取得届・被扶養者異動届（認定）提出について、確実に雇用されることが見込まれる「内定者」については、入職日を待たずして個人番号の提出を求めることが可能となっておりますので、入職日前に届の作成を行うなど速やかな提出に努めていただきますようお願いいたします。

また、出生の子について、出生届提出後、時間を要せず個人番号の通知がされるとのことです。諸事情で通知がすぐに届かない場合は、住民票等で個人番号をご確認ください。

【裏面につづく】

④資格取得時の漢字氏名について、住民票に記載されている漢字でお届けください。

ただし、当組合基幹システムに登録できない漢字については、一般的な漢字を代用して保険証等を交付しますので、予めご承知おきください。なお、一般的な漢字にて保険証等交付後、他の類似する漢字での代用やカタカナでの交付を希望する場合は、氏名訂正届に交付された保険証等を添付のうえご提出ください。

また、電子申請及び電子媒体による手続きの際、ご使用の届書作成用ソフトによっては、環境依存文字が使用できない場合もありますので、一般的な漢字を用いて届書を作成し、備考欄等で正しい漢字の情報をお知らせください。

【例】高山 ○○ → 高は「はしご高」
山崎 △△ → 崎は「たつ崎」 など

⑤被保険者資格喪失日・被保険者資格取得日にご注意ください。

退職前の有給休暇消化中に次の職場で勤務を開始し、後日、日本年金機構等から二以上事業所勤務者として届出るよう指摘されるケースが増えており、事業所側でその事実を把握していない場合、就業規則の副業の禁止などを理由に遡って資格喪失日・資格取得日の訂正を行う例が散見されております。このようなときは、保険料の調整・医療費の返還等が発生しますので、事業所の担当者様におかれましては、退職・入職をされる被保険者の皆様へ就業状況をご確認くださいようお願いいたします。

⑥月額変更届・産前産後休業終了時月額変更届・育児休業等終了時月額変更届は、事実発生後速やかにご提出ください。

届出が遅れると、オンライン資格確認システム上に誤った自己負担限度額または高齢受給者証の負担割合が表示され、後日、医療費の返還等が発生する場合がありますので、月額変更に該当する場合、速やかにお手続きください。

⑦住所変更届は、住民票を移した場合のみご提出ください。また、必ず住所変更対象者をチェックし、変更者のもれがないようご注意ください。

なお、被保険者と被扶養者が別居になった場合、または世帯状況が変更になった場合（再婚など）、被扶養者資格の見直しのため、再度「被扶養者（異動）届添付書類一覧表」に沿って、確認書類の提出をお願いいたします。

また、氏名の変更と住民票の変更を同時に行った場合は、「氏名変更届」のみのお届けで構いません。

⑧各種手続きの際、詳細な続柄及び和暦の生年でお届けください。

当組合登録データとの突合等で必要となりますので、続柄は「長男」「義母」等の詳細な続柄を、生年は西暦ではなく和暦でのお届けをお願いいたします。